

東海第二発電所 新規制基準適合性等に係る許認可案件について

資料1

・新規制基準適合性等に係る許認可案件として、以下について原子力規制委員会の審査を受けてきた。

①原子炉設置変更許可申請、②工事計画認可申請、③運転期間延長認可申請

今般、上記の三つの許認可について、許可／認可を取得した。

今後は、これらの許認可の内容を東海第二の安全性向上対策に反映し一層の安全性向上に努めていく。

- ① 平成30年 9月26日に許可を取得(添付1参照)
- ② 平成30年10月18日に認可を取得(添付2参照)
- ③ 平成30年11月 7日に認可を取得(添付3参照)

茨城県原子力安全対策委員会
東海第二発電所
安全性検討ワーキングチーム(第11回)
ご説明資料

項目	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①原子炉設置変更許可申請* ¹						★9/26許可
		▼5/20申請(新規制基準への適合性確認)		▼11/8補正	▼▼▼ 5/31,6/21・27補正	▼▼9/12・18補正(計6回)
					審査終了(審査会合97回開催)	
②工事計画認可申請* ²						★10/18認可
		▼5/20申請(新規制基準への適合性確認)		▼▼11/24,2/13補正		▼▼▼9/20,10/5・12補正(計5回)
					審査終了(審査会合15回開催)	
③運転期間延長認可申請* ³				▼11/24申請(設備の経年変化に対する安全性確認)		★11/7認可
				▼▼2/23,5/8補正		▼▼▼9/20,10/19・23補正(計5回)
					審査終了(審査会合8回開催)	

*¹ 原子炉施設の位置、構造及び設備の仕様等に関する基本的事項の申請

*² 原子炉施設の詳細な設計内容及び工事の方法に関する申請

1-1 *³ 原子炉施設の運転期間を最長20年間延長する申請



平成30年9月26日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査に係る
原子炉設置変更許可について

当社は、平成26年5月20日、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査申請を原子力規制委員会に行い、その後の審査の内容等を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書を平成29年11月8日、平成30年5月31日、6月21日、27日、9月12日、18日に同委員会に提出しました。

(平成30年9月18日 お知らせ済み)

上記申請について、本日、原子力規制委員会から許可をいただきましたのでお知らせします。本件は、東海第二発電所の新規制基準に基づく安全対策の基本方針や基本設計について許可をいただいたものです。

当社としては、引き続き、東海第二発電所の工事計画認可と運転期間延長認可の審査に全力を挙げて対応するとともに、安全対策工事を着実に進めてまいります。また、これらの内容については、自治体及び地域の皆様方に丁寧にご説明してまいります。

以 上



平成30年10月18日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査に係る
工事計画認可について

当社は、平成26年5月20日、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査申請を原子力規制委員会に行い、その後の審査の内容等を反映した工事計画認可申請の補正書を平成29年11月24日、平成30年2月13日、9月20日、10月5日、12日に同委員会に提出しました。

(平成30年10月12日 お知らせ済み)

上記申請について、本日、原子力規制委員会から認可をいただきましたのでお知らせします。本件は、東海第二発電所の新規制基準に基づく安全対策の詳細設計について認可をいただいたものです。

当社といたしましては、引き続き、運転期間延長認可の審査に全力を挙げて対応するとともに、安全対策工事を着実に進めてまいります。また、これらの内容については、自治体及び地域の皆様方に丁寧にご説明してまいります。

以上



平成30年11月7日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の運転期間延長認可について

当社は、平成29年11月24日、東海第二発電所の運転期間延長認可申請を原子力規制委員会に行い、その後の審査の内容等を反映した補正書を同委員会に提出しました。

(平成30年10月23日 お知らせ済み)

上記申請について、本日、原子力規制委員会から認可をいただきましたのでお知らせします。本件は、東海第二発電所の今後20年の設備の健全性評価等について確認をいただいたものです。

当社といたしましては、先日取得した新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可や工事計画認可も含め、一連の許認可の内容をしっかりと安全性向上対策に反映し、東海第二発電所の安全性をより一層向上させてまいります。また、これらの取り組みについては、自治体及び地域の皆様方に丁寧にご説明してまいります。

以 上